

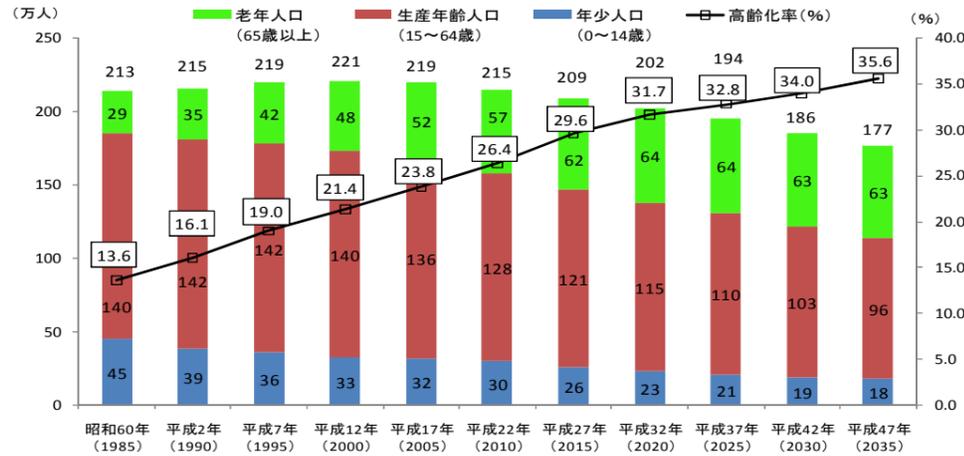
# 長野県高齢者居住安定確保計画について

## 1 計画策定の背景（高齢者を取りまく状況など）

法根拠：高齢者の居住の安定確保のための法律（高齢者住まい法 第4条）

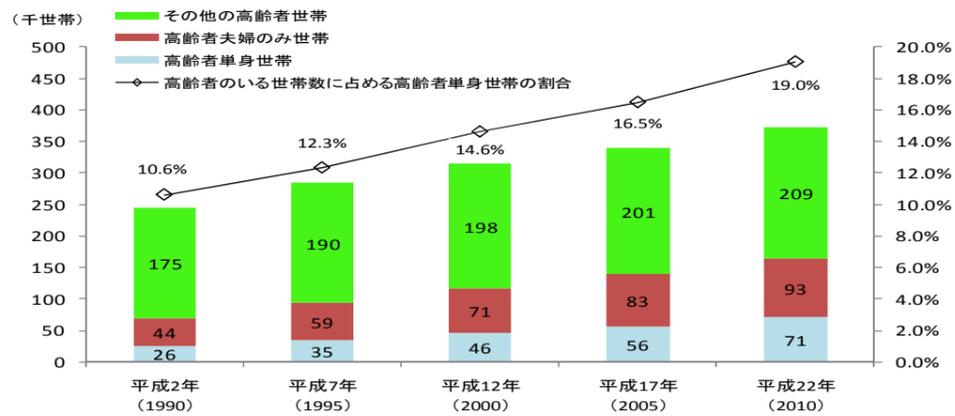
### 【社会情勢など】

○長野県の人口は減少傾向にある中、老年人口は増加しており、高齢化率も上昇



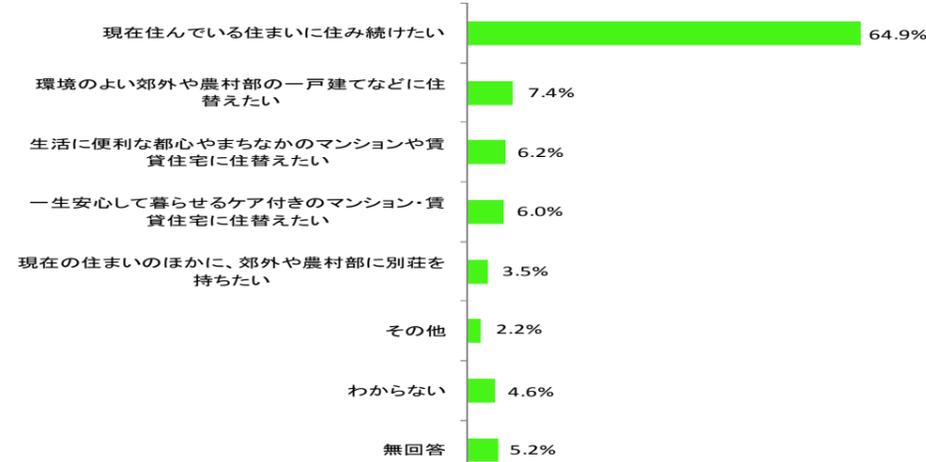
出展：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来人口推計」

○長野県の高齢者のいる世帯数は増加し、特に単身世帯、夫婦のみ世帯は増加傾向



出展：総務省「国勢調査」

○高齢期には、「現在住んでいる住まいに住み続けたい」という意向が圧倒的に多い。



出展：県「住まいに関する県民アンケート調査」(H23.2)

## 2 高齢者の“住まい”(居場所)の確保に向けた課題

### □高齢者数の増加、

一人暮らし(単身)・夫婦のみ世帯の増加

⇒高齢者を地域で支える仕組みの確保

- 地域の絆(つながり)の重視
- 地域コミュニティ機能の維持・構築
- NPOなど様々な主体の参画

### □住み慣れた住宅での生活の継続

⇒高齢者の在宅生活を支える住環境の整備

- 健康、環境への配慮(疾病の予防)
- 住宅内事故の防止(バリアフリー化)

○高齢者数の増加、一人暮らし(単身)・夫婦のみ世帯の増加に伴う、居住の安定(“住まい”)の確保が必要

○高齢社会に対応し、様々な施策を連携し推進することが必要

### □多様なニーズへの対応

⇒多様な“住まい”の確保

- 高齢期に住み替えしやすい住宅市場の整備
- 高齢者向け賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅)
- セーフティネットとしての公営住宅
- “住まい”としての介護保険施設の整備
- 賃貸住宅、施設、各サービス等の簡便な情報の入手

### □居住の安定(生活)を支えるサービスの充実

⇒様々な場面(在宅・施設)でのサービスの充実

- 生きがいづくり・社会参加の促進
- 医療・介護・予防・生活支援の各サービスの連携

## 3 高齢者に対する住宅・健康福祉施策の展開

### 【建設分野】

#### ◎「長野県住生活基本計画」(H23~H32)(法根拠:住生活基本法)

##### 【計画の目標】

- 人と環境が共生する住まいづくり
- 誰もが安定した居住を確保できる体制づくり
- 多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり
- 安全・安心な暮らしを支える住まいづくり
- 次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり

##### 【関連項目】

- ◇環境と共生する住宅の促進
- ◇住宅のユニバーサルデザインの普及の促進
- ◇公営住宅のセーフティネット機能の充実
- ◇賃貸住宅ストックの形成

施策の連携・特化

高齢者の居住の安定の確保を図るため、高齢者の住宅施策(住まいの確保)に特化した計画を、建設分野と健康福祉分野が連携して策定し施策を展開

#### ◎「長野県高齢者居住安定確保計画」

【ポイント】◇地域コミュニティ機能を核とした地域の支え合い

- ◇高齢者の暮らしを支える、環境と共生する住宅の促進
- ◇在宅での事故を防ぐバリアフリー化の促進
- ◇多様な暮らし方に対応した高齢者向けの賃貸住宅の確保
- ◇“住まい”のセーフティネットとしての公営住宅の確保
- ◇自宅や地域で暮らし続けることができる支援体制の整備 等

備考：策定済5都府県、平成23年度策定29県、策定中13県

### 【健康福祉分野】

施策の連携・特化

#### ◎「長野県高齢者プラン」(H24~H26)(法根拠:老人福祉法・介護保険法)

##### 【重点的な取組み】

- ①地域包括ケアの総合的な推進
- ②認知症対策の総合的な推進
- ③介護サービス基盤の整備
- ④介護人材対策の推進
- ⑤地域で支え合う仕組みづくり

##### 【関連項目】

- ◇健康づくり・介護予防の推進
- ◇地域包括ケア体制の構築
- ◇特別養護老人ホーム等の供給促進
- ◇在宅生活を支援するサービス(介護サービス)の充実

# 長野県高齢者居住安定確保計画（H24～H29）の概要

## 【基本目標（目指す姿）】

### 『高齢者が安全・安心に 住み慣れた地域で生活できる住まいの実現』

高齢者の居住の安定を実現するために、安全・安心を下支えし、安定させていくものとして、高齢者が長年生活した住み慣れた地域での暮らしを継続できる仕組みを地域全体で構築していくことが重要です。

また、高齢者が健康で生き生きと暮らし続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた多様な住まい（環境配慮型・バリアフリー化された住宅、サービス付き高齢者向け住宅、要介護状態の高齢者を受け入れる施設など）が整備され、それぞれの住まいでの生活を可能にする十分なサービス（医療・介護・予防・生活支援の各サービスなど）が確保され、ハード・ソフトの両面から“安全・安心”を確保していくことが必要となります。

## 【視点（目標実現に向けての着眼点）】

### 1 地域の絆（つながり）

地域とのつながりが強い長野県では住み慣れた地域や自宅で引き続き暮らすために、地域全体で高齢者の生活を支える体制（コミュニティ）の維持・構築が必要

### 2 高齢者の意思の尊重

住み慣れた地域や自宅で暮らす、自分自身で“住まい”を選択するという、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしく暮らしていける住まいの実現

### 3 サービスの質と体制

在宅、賃貸住宅、施設のいずれにおいても、バリアフリー化、身体機能の低下に応じた設備の確保、必要なソフトサービスなど、高齢者の安全が確保され、快適に生活できる住環境を整えることが必要

## 【施策の方向性】・【施策展開】

### 1 【地域において高齢者の生活を支えるコミュニティの維持・構築】

#### ◇地域コミュニティ機能を核とした地域の支え合い

⇒中山間地域が多い長野県で暮らす高齢者の居住の安定を、地域コミュニティの機能を活かした地域の支え合い（安否確認、緊急時の対応、生活相談、見守り、配食サービス、移送サービス）により確保

【事業展開】：住民支え合い活動支援事業補助金（健康福祉部）

### 2 【ニーズに応じた高齢者の住まいの安定的な確保】

#### ◇高齢者の暮らしを支える、人に優しい、環境と共生する住宅の促進

⇒高齢者に多い、ヒートショック（温度差の変化が体に与える影響（心疾患・脳血管疾患の発生））の防止のための高断熱・高气密等の環境性能に配慮した環境共生型住宅の普及促進

【事業展開】：信州型住宅リフォーム促進事業、ふるさと信州・環の住まい助成金（建設部）、住宅エコポイント制度（国土交通省）

#### ◇在宅での事故を防ぐバリアフリー化の促進

⇒高齢者の事故の60%を占める住宅内での事故を防ぎ、身体機能が低下しても住み慣れた自宅で生活が続けられるように、段差解消、手摺の設置、浴室・トイレ改修など、身体状況に合わせた使い易い住宅への改修を促進

【事業展開】：安心生活支援事業（健康福祉部）

#### ◇多様な暮らし方に対応した賃貸住宅の確保

⇒「サービス付き高齢者向け住宅」など、高齢者向けの支援サービス（安否確認、生活相談、食事の提供等）を備えた、新たな形態の賃貸住宅等を民間事業者の積極的な参入により確保

【事業展開】：サービス付き高齢者向け住宅の登録（建設部）、高齢者等居住安定化推進事業（国土交通省）

#### ◇“住まい”のセーフティネットとしての公営住宅の確保

⇒公営住宅の持つ、住宅セーフティネット機能が果たされるよう、社会経済情勢の変化を踏まえて必要数を確保

【事業展開】：県営住宅建設事業、県営住宅管理事業（建設部）

#### ◇“住まい”としての施設の確保

⇒要介護状態となった際の“住まい”としての介護保険施設の計画的な整備を支援

【事業展開】：社会福祉施設等整備事業補助金（健康福祉部）

### 3 【提供されるサービス等の充実】

#### ◇自宅や地域で暮らし続けることができる支援体制の整備

⇒高齢者の居住の安定の実現のためには、生活の安定を図る必要があることから、社会参加の促進、生活支援・医療・介護サービスの充実と連携強化など、様々なソフトサービスを充実

【事業展開】：介護保険制度運営（健康福祉部）

#### ◇サービス提供事業者の質の確保

⇒生活支援・医療・介護サービスを提供する事業者と賃貸住宅等の“住まい”を提供する事業者の双方の質の向上を支援

【事業展開】：指導監査の実施（健康福祉部、建設部）